

各厚生労働大臣認可 $\left(\begin{array}{c} \text{水 道 事 業 者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

水質基準に関する省令の規定に基づき
厚生労働大臣が定める方法等の一部改正等について
(施行通知)

今般、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示第115号)が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなった。また、この改正のほか、農薬類(水質管理目標設定項目 15)の対象農薬リストの一部を改正することとし、平成28年4月1日から施行されることとなったので、貴職におかれては、下記に留意の上、遺漏なきようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する技術的助言であることを申し添える。

記

第1 改正の概要

以下の告示について、所要の改正を行ったものであること。

- ・水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)
- ・給水装置の構造及び材質の基準に係る試験(平成9年厚生省告示第111号)
- ・資機材等の材質に関する試験(平成12年厚生省告示第45号)

また、厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付け健発第1010004号)別添2に定めた農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト中の目標値の見直しを行ったものであること。

第2 「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」の一部改正について

下記の各事項について改正を行ったものであること。

1. 標準液及び混合標準液に係る規定の追加

試薬における標準原液に加え、標準液又は混合標準液についても、計量法(平成4年法律第51号)第136条若しくは第144条の規定に基づく証明書又はこれらに相当する証明書が添付されたもの(以下、「国家計量標準にトレーサビリティが確保された試薬」という。)で、かつ標準液若しくは混合標準液と同濃度のものを用いることができること

とする（第1号2（1））。

また、標準原液の濃度を超えない国家計量標準にトレーサビリディが確保された試薬を用い、希釈操作又は希釈混合操作によって標準液又は混合標準液を調製することができることとする（第1号2（2））。

ただし、標準原液の濃度未満の国家計量標準にトレーサビリディが確保された試薬を用いる場合、開封後速やかに使用し、保存して再度使用してはならない（第1号2（1）及び（2））。

2. 検査方法の追加

ホルムアルデヒドに係る分析方法に誘導体化—高速液体クロマトグラフ法（別表第19の2）及び誘導体化—液体クロマトグラフ—質量分析法（別表第19の3）を追加する。

第3 「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部改正について

「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」告示第2の「3 分析方法」について、ホルムアルデヒドに係る分析方法として誘導体化—高速液体クロマトグラフ法及び誘導体化—液体クロマトグラフ—質量分析法を追加する改正を行ったものであること。

第4 「資機材等の材質に関する試験」の一部改正について

「資機材等の材質に関する試験」告示「3 分析方法」について、ホルムアルデヒドに係る分析方法として誘導体化—高速液体クロマトグラフ法及び誘導体化—液体クロマトグラフ—質量分析法を追加する改正を行ったものであること。

第5 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リストの一部改正について

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号）別添2を、別紙新旧対照表のとおり改正したこと。

第6 留意事項

第2から第5までの改正事項については、いずれも平成 28 年 4 月 1 日から施行されること。

別紙

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号）

（下線の部分は改正部分）

改正後（新）					改正前（旧）				
（前略）					（前略）				
別添 2 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト					別添 2 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト				
番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	検査方法	番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1～5	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	1～5	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
6	アシュラム	除草剤	<u>0.9</u>	固相抽出—H P L C 法、固相抽出—L C—MS 法	6	アシュラム	除草剤	<u>0.2</u>	固相抽出—H P L C 法、固相抽出—L C—MS 法
7～44	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	7～44	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
45	ジクロベニル（D B N）	除草剤	<u>0.03</u>	固相抽出—G C—MS 法	45	ジクロベニル（D B N）	除草剤	<u>0.01</u>	固相抽出—G C—MS 法
46～57	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	46～57	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
58	ダイアジノン 注 2)	殺虫剤 殺菌剤	<u>0.003</u>	固相抽出—G C—MS 法	58	ダイアジノン 注 2)	殺虫剤 殺菌剤	<u>0.005</u>	固相抽出—G C—MS 法
59～68	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	59～68	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
69	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	<u>0.1</u>	固相抽出—L C—MS 法	69	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	<u>0.08</u>	固相抽出—L C—MS 法
70～80	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	70～80	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
81	フェニトロチオン（M E P） 注 2)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	<u>0.01</u>	固相抽出—G C—MS 法	81	フェニトロチオン（M E P） 注 2)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	<u>0.003</u>	固相抽出—G C—MS 法
82 ～ 108	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	82 ～ 108	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)

109	マラチオン（マラ ソン） 注2）	殺虫剤	<u>0.7</u>	固相抽出—G C—MS 法
110 ～ 120	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）

（略）

109	マラチオン（マラ ソン） 注2）	殺虫剤	<u>0.05</u>	固相抽出—G C—MS 法
110 ～ 120	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）

（略）